

平成19年12月12日

東京都生活文化スポーツ局
都民生活部長 小笠原 広樹 様

特定非営利活動法人
日本フィリピンボランティア協会
会長 網代 正孝

改善状況について

平成19年11月21日付け貴信19生都管法第1117号の市民への説明の要請における1-(2)改善計画の内容に沿った改善状況について、以下の通り報告いたします。

記

改善計画	改善状況
1. 今後、フィリピン人ボランティア派遣事業は、定款第5条第1項に規定する事業として行わない。	フィリピン人ボランティア派遣事業は行っていない。
2. 今後、当協会が定款第5条第1項及び第2項に定める事業を実施するにあたっては、実施事業、その関連する活動内容及び関係法令について十分に調査、確認するとともに、適切な会計処理を行う。	下記3項。
3. 実施事業の法令遵守体制の整備の為に次のことを行う。 (1)理事会に、法令遵守担当理事を置く。	役員会で、法令遵守担当理事候補について話し合った。次回理事会にて担当を決める。
(2)監事による法令遵守機能を強化する為に、次回の総会時に、法律の専門家を新たに監事に選ぶ。それまでの間、理事会の審議事項については、事前に法律の専門家に助言を仰ぐ。	来年5月の総会時に、会員で弁護士の方に法令遵守の監事に選出する予定。それまでの間、左記の通り助言を仰ぐ。

以上